

## 令和8年度教育施策

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するため「第4次明日の小金井教育プラン」、「第5次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に学校教育及び生涯学習を推進する。

### 1 未来を創造する力の育成

#### (1) 新しい時代に必要となる資質・能力を育む教育

##### ア 授業変革の推進

(7) 「主体的・対話的で深い学び」を目指し、対話のある授業や児童・生徒の主体性を引き出す授業づくりを支援するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を効果的に組み合わせた授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、授業改善推進プランの活用を推進する。

(4) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるため、全教員が授業を公開し、学習指導案や教材等の市内教員間での共有化を図る。

##### イ 持続可能な環境教育の推進

小金井市気候非常事態宣言を受け、社会の問題を自分事化する子ども主体の「ハチドリプロジェクト」や移動教室における自然とのふれあい、林間学校における「森林体験」等を通じて、持続可能な社会の創り手の育成を推進する。

#### (2) グローバル社会を生きる力を育む教育

##### ア グローバル社会を生きる語学指導の充実

児童・生徒が外国語に触れる機会を充実させ、外国語を用いて主体的に自信をもって楽しくコミュニケーションしようとする授業を実現するため、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、小学校において体験型英語学習施設における体験活動を実施し、実践的な表現力を高める。

##### イ 体験活動・読書活動・表現活動の充実

(7) 学校図書館について、児童・生徒の自主的・協働的な学習活動を支援し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を

担う「学習センター」としての活用を推進する。

- (イ) 学校図書館支援員を全校に配置し、各学校における朝読書や読書旬間、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等の活動の充実を図るとともに、読書感想文コンクールを実施する。
- (ウ) 協力して役割を果たす大切さを考える集団宿泊活動、自然や動植物を愛し大切に作る心を育てる自然体験活動の充実を図る。

#### ウ 個性や創造力を育む文化的行事の充実

- (ア) 児童・生徒が協力して作品をつくり出し、自他のよさを見つけ合い、自己の成長を振り返ってよさを伸ばそうとする向上意欲につなげるため「小金井市小中学校連合作品展」「小金井市立小学校連合音楽会」を開催する。
- (イ) 多様な文化や芸術に親しみ、児童・生徒の豊かな感性・情操を育てるため、「オーケストラ鑑賞教室」「合唱鑑賞教室」等を開催する。

### (3) デジタル社会をよりよく生きる力を育む教育

#### ア ICT利活用の推進

- (ア) AIや先端的なデジタル技術を積極的に導入することで、校務と教育の両面でDXを推進し、持続可能で柔軟かつ進化し続ける学びの環境を整備する。
- (イ) ICT機器を日常的に授業で活用し、児童・生徒の認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた「個別最適な学び」を実現するとともに、ICT機器を効果的に活用することで、他者と協働して学びを深める「協働的な学び」との一体的な充実を図る。
- (ウ) 教員の長時間勤務を是正するため、勤務時間外における電話の自動音声応答機能を導入する。また、保護者等からの相談等を的確に把握するため、勤務時間内における電話の通話録音機能を導入し、ICT機器を活用した効率的な職場環境を整備する。

#### イ デジタル・シティズンシップ教育の推進

- (ア) デジタル機器を安全かつ適切に使う力を身に付けるとともに、デジタル社会の一員として責任ある行動ができるようデジタル・シティズンシップ教育の推進を図る。
- (イ) 「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）」を基に、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮する。

## 2 自他の人権を大切に、共に生きる人の育成

### (1) 人権教育の推進

#### ア 人権教育に係る教員研修の実施・充実

- (7) 児童・生徒の「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を推進するため、すべての教員の人権感覚を磨き、人権課題についての理解と認識を深める教員研修を実施する。
- (4) 人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して相互に尊重し合い共存できる平和で豊かな社会を実現するため、全教員が「小金井市子どもの権利に関する条例」及び「小金井市男女平等基本条例」を理解し、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制を構築する。
- (7) 誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される社会の実現を目指した教育を推進できる教員研修を実施する。

#### イ 子どもの声を聴く・子どもの権利の尊重

- (7) 教員が児童・生徒の声に耳を傾け、最後まで聴き、学校において、児童・生徒が自分の考えを安心して表現することができる教育活動を展開する。
- (4) 児童・生徒が自分の考えや意見を表明する機会の充実を図る。

#### ウ 対話のある道徳教育の充実

- (7) 人としての生き方や他者との関わり方について、児童・生徒一人一人が主体的に考え、議論する道徳授業を展開する。
- (4) 地域・家庭・学校が一体となって取り組む道徳教育に資するため、道徳の授業を公開する道徳授業地区公開講座の充実を図る。

### (2) 一人一人の困り感への支援の充実

#### ア 個に寄り添う不登校支援の推進

- (7) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう多様な学びの場を提供し、校内外の支援体制の強化を図る。
- (4) 不登校支援コーディネーターを中心に関係機関と連携し、組織的な不登校支援を推進するとともに、個人指導ファイルを作成・活用し、不登

校対策会議等において改善に向けて協議し、学校へ提案・助言する。

#### イ 様々な困り感を抱えた子どもへの支援の充実

- (ア) 帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒が、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう、日本語の指導が必要な児童・生徒に対して日本語指導補助員を派遣する。
- (イ) 読み書きに困り感を抱える児童・生徒に、困り感の解消に向けて必要な支援を提供できるよう、読み書き困難等支援員を派遣する。

#### ウ いじめをしない、させない、許さない教育の推進

いじめはどこの学校にも起こりうるという認識の下、学校と家庭、地域社会が連携し、いじめをしない・させない・許さないことを児童・生徒の心に浸透させ、「小金井市いじめ防止対策推進条例」及び「小金井市いじめ防止基本方針」に基づき、組織的ないじめ防止対策を推進する。

#### エ その子らしさを引き出す特別支援教育の推進

- (ア) 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の理解促進を図り、学校において「すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック」を活用した授業の実施を推進する。
- (イ) すべての教員が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある児童・生徒に対する組織的な対応を図るため特別支援教育研修会を充実する。
- (ウ) 児童・生徒一人一人の障がいの状態に応じた合理的配慮について検討し、適切な指導を実施するため、巡回相談、校内委員会を活用した組織的な支援体制の充実を図る。

#### オ 組織的な教育相談体制の充実

- (ア) 児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、魅力ある学校づくりを進めるとともに教員の資質向上を図る。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能の向上を図る。
- (イ) 多様化・複雑化している児童・生徒が抱える不安や悩みの解決に向け、学校内の相談体制を充実させるとともに、教育相談等の総合窓口としての（仮称）小金井市教育支援センターの設置に向け、市の相談業務を集約、整備し、他の相談機関との連携強化を図る。

### 3 地域・家庭・学校が協働し、その子らしさを引き出す教育の推進

#### (1) 地域とともにある学校づくりの推進

##### ア コミュニティ・スクールの推進・放課後の居場所の充実

- (ア) 学校運営協議会における熟議の充実を図り、教育活動における地域・家庭・学校相互の連携・協力を推進し、社会に開かれた教育課程を実現する。
- (イ) 地域学校協働本部とともに教育活動を支援する人材の確保に努め、児童・生徒の放課後の充実を図り、地域全体で児童・生徒を育てていく環境を構築する。
- (ウ) 学校の教育活動を積極的に保護者や地域に公開・発信するとともに、学校評価の結果に基づいた学校運営の改善及び結果の公表を図り、透明性の高い学校運営の推進を図る。
- (エ) 幅広い年齢層の人々と接しながら、地域社会に対する愛着を高めるとともに、社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の体験的な学びやボランティア活動の充実を図る。

##### イ 部活動の地域展開の推進

- (ア) 部活動の支援のために地域人材の活用等を計画的に進め、「部活動指導員」「部活動外部指導員」を配置する。
- (イ) 中学校部活動の地域展開を研究的に進め、中学校での部活動指導のアウトソーシングを推進する。
- (ウ) 部活動の地域展開等に係る実証実験を行い、メリットの把握や課題を抽出することにより、円滑な地域展開等の推進を図る。

##### ウ 柔軟な学区域の検討

児童・生徒数の変動や地域の実情に応じた柔軟な学区域の設定を検討する。

##### エ 学校施設の充実

学校施設長寿命化計画改定版における実施計画に基づき、計画的な改修、建替えを進めるとともに、トイレ床の乾式化による環境改善に向けた方針を策定するなど、学校施設の老朽化対策及び維持管理を適切に実施する。

##### オ 幼保小中等の連携の推進

子どもの発達を切れ目なく支援するために、保育園・幼稚園と小学校との交流を推進し、小学校と中学校との連携において、小・中学校意見交流会の充実を図る。

## (2) 地域と協働した安全教育の推進

### ア 防災教育・安全教育の充実

- (7) 学校防災計画に基づく避難訓練や防災・安全に関する授業・講話、大雨、台風、地震等の自然災害への備え、日常生活で発生しうる犯罪の被害防止、火事や不審者等の学校安全の取組等、学校危機管理マニュアルの充実を図り、命を守るための防災教育・安全教育を推進する。
- (4) 「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」について、健全育成推進協議会と連携し、児童・生徒へのより一層の理解・啓発を図る。

### イ 交通安全の推進・通学路の安全確保

- (7) 通学路上の防犯カメラについて、台数の拡充及び機器の更新を実施する。また、校内の防犯カメラは、保守委託を行い、機器の維持及び安全・安心な環境維持に努める。
- (4) 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、行政・警察・学校・PTA等による学区内の危険個所の点検を実施する。

## (3) 健康・食育の推進

### ア 体育・保健・健康教育の充実

- (7) 体力向上に取り組み、児童・生徒が主体的に運動やスポーツに親しむ態度を育てる。
- (4) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた重点的な指導を通して、児童・生徒の体力向上を図る。
- (7) 自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、安全教育に加え、家庭・地域・医師会・関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室、生命（いのち）の安全教育の実施を推進する。

### イ 食育の推進

- (7) 食育を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける。健全な食生活を実践できる児童・生徒を育てるため、食育リーダーを中心として学校教育活動全体を通じた食育の組織的・計画的な推進を図る。
- (4) 食育リーフレットを配布し、家庭における食生活の大切さの理解向上

を図る。

#### (4) 教員のキャリア形成と働き方改革の推進

##### ア 校内研究と教員の研修の充実

- (7) 「授業改善研究指定校」及び「研究奨励校」を指定し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員同士が授業を公開し合い、子どもの学びの姿を起点に議論を深める授業研究を推進する。
- (8) すべての教員が今日的な教育課題に対応するため、教職経験や職層に応じた教員の実践的指導力及び必要とされる能力を高める研究・研修の充実を図る。

##### イ 生きがい、やりがいのある働き方改革の推進

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもって指導にあたることができるよう「業務量管理・健康確保措置実施計画」を推進する。また、出退勤システムを活用して勤務時間の見える化を図り、在校時間の適切な把握と意識改革の推進を図る。

#### 4 学びを通じた豊かな人生の実現と知の循環による生涯学習の推進

##### (1) みんなが楽しく学べる場や機会の充実

##### ア 人生100年時代を楽しむ学びの場や機会の充実

子どもや青少年には探究活動や地域体験を通じて学ぶ場を広げ、自己肯定感を育む体験型の学びを推進するとともに、さくら体操をはじめ高齢者・障がいのある方の健康づくりや社会参加につながる講座等を充実させ孤立防止や生きがいづくりを支えるなど、多様な世代が学びを共有する機会の充実を図る。

##### イ 一人ひとりのキャリア（人生）に応じた学びの場や機会の充実

人生100年時代、Society 5.0を見据え、「学び直し」や「リカレント教育」の充実のため、包括連携協定締結校等との連携など大人の学び直しや高等教育機関との協働を推進する。また、共生社会実現のため、バリアフリーの視点から環境を整備し、多様な市民が参加しやすい学びの場の創出を図る。

##### ウ 情報発信の推進・相談体制の整備

市民が自分に合った学びに出会えるよう学びの情報を誰にでも分かりやすく届ける体制を整備するとともに、SNSやホームページに加え、

公共施設での情報提供を充実させ、市民一人ひとりのニーズに沿った学びを提案できる支援体制を図る。

(2) 学びを活かし地域とつながる仕組みや仕掛けの支援

ア 学びを活かす人づくりの推進

ボランティアセミナーの開催などボランティアの養成・支援をはじめ、学びを地域や社会で活かすことのできる場の確保や機会の充実を図るとともに、学びを活かす人づくりを推進することで、地域力の向上と持続的な市民活動の基盤整備を図る。

イ 学びを通じたつながり・地域づくりの推進

地域学校協働活動をはじめ学校・社会教育関係団体・NPO法人などとの協働を進め、学びを通じたつながりを強め、地域の多様性を力に変える取組を展開する。また、スポーツや文化芸術活動を交流の場として活用し、仲間づくりや地域づくりの支援を図る。

ウ 学びを活かす場の充実

学びの成果が地域の活力へと広がるよう、展示会や発表会、オンライン配信など多様な形での発信方法を検討し、世代を超えた交流を図るとともに、学びを発表したり活かす場を通じて社会の中で学びを循環する仕組みの構築を図る。

(3) 学びとつながりを支える基盤の整備

ア 生涯学習関連施設等の整備

公民館や図書館などの生涯学習関連施設を、多世代が利用する学びの交流拠点としてより一層活用できるよう、快適な施設環境の整備に努める。このため、公民館各館への防犯カメラの設置に加え、図書館では本館におけるWi-Fi環境の整備並びに図書館システムの更新を行うほか、運動施設では上水公園運動施設グラウンドの整備や総合体育館のLED化工事を実施するなど、安全・安心な施設としての適切な管理に努める。

イ ICTを活用した学びの推進

ICTを積極的に活用し、場所や時間に縛られない学習環境を提供することで、働く世代や子育て世代、高齢者が生活に合わせて学べる仕組みづくりを図るとともに、デジタルディバイド解消に向けた講座や支援を充実させ、ICTに不慣れな市民も安心して利用できるよう努める。